



2013年11月13日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

免税→課税の移行期

免税→課税のときの棚卸資産

免税事業者が新たに課税事業者となる場合で、**免税事業者期間の末日**において所有する棚卸資産のうち、免税事業者期間中に仕入れた棚卸資産がある場合には、その棚卸資産に係る消費税額を課税事業者になった期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入等の税額とみなして仕入税額控除の対象とします。

税抜仕訳の場合には、**仮払消費税を認識**して、棚卸資産の価額を減額しておきます。

免税→課税のときの仕入値引返品等

免税事業者期間中の仕入れについて、課税事業者になってから**仕入値引割戻**があった場合には、その対価の額の中に消費税額は含まれていない扱いなので「課税対象外」取引にしなければなりません。

ところが、免税事業者期間中の仕入に係る商品等で課税事業者になった最初の期首に有していたものを、その後**仕入返品**する場合には、前記のような期首棚卸資産の税抜処理との関係から、その取引はマイナスの「課税仕入」取引とします。

免税→課税のときの売上値引返品等

免税事業者期間中の売上について課税事業者になってから**売上値引割戻返品**があった場合、**貸倒れ**が生じた場合、**消却債権取**

立益を得た場合には、その対価の額の中に消費税額は含まれていない扱いなので「課税対象外」取引にしなければなりません。

なお、免税事業者期間中の売上に係る**売上返品**により増加した棚卸資産については、税抜きが要求される期首棚卸資産とは無関係なので、売上値引割戻等と同じく、その対価の額の中に消費税額は含まれていないものとして「課税対象外」取引にします。

仕入返品と売上返品との相違点です。

売上戻り商品を売上げると

免税事業者期間の商品仕入 105 億円、売上 210 億円、期末棚卸なし、次の期に課税事業者になってから、全売上が返品となったものの、まもなく、同額で同じく売上が実現した、とします。

それだけの取引しかなかったとすると、

当期売上 200 億円

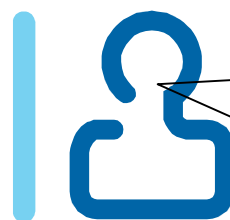
当期売上戻り 210 億円

当期売上原価 0 億円 **当期利益 -10 億円**

当期課税売上 200 億円

当期課税仕入 0 億円 **納付消費税 10 億円**

このような、不合理な結果になります。税抜きのある仕入戻りにはない不合理です。



消費税は全額納付、所得のマイナスは 30% の税額軽減